

契約書見本及び確認書見本

運 送 契 約 書

鹿児島県議会議員補欠選挙（始良市区）候補者（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）は、選挙運動のための自動車の運送
について、次のとおり契約を締結する。

1 使用目的

公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用。

2 車種及び登録番号

3 台 数 1 台

4 使用期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで 日間

5 契約金額

円
(内訳 1日 円× 日間)

6 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例に基づき、鹿児島県に対し、請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、鹿児島県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

但し、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は鹿児島県には請求できない。

7 その他

令和 年 月 日

甲 鹿児島県議会議員補欠選挙（始良市区）候補者
氏 名 印
住 所

乙 住 所
名 称
代表者 印

車 輛 賃 貸 借 契 約 書

鹿児島県議会議員補欠選挙（始良市区）候補者（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）は、車輛の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

1 使用目的

公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用。

2 車種及び登録番号

3 台 数 1 台

4 使用期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで 日間

5 契約金額

円
（内訳 1日 円× 日間）

6 使用上の義務等

甲は、法令に従い、本件車輛の運行義務を負うことはもとより、乙の定める約款に従う義務を負う。

7 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例に基づき、鹿児島県に対し、請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、鹿児島県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

但し、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は鹿児島県には請求できない。

8 その他

令和 年 月 日

甲 鹿児島県議会議員補欠選挙（始良市区）候補者
氏 名 印
住 所

乙 住 所
名 称
代表者 印

選挙運動用自動車燃料供給契約書

鹿児島県議会議員補欠選挙（始良市区）候補者（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の燃料供給に
ついて、次のとおり契約を締結する。

1 供給する期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

2 供給場所

所在地
名 称

3 供給を受ける自動車の登録番号

4 金額 円

単価 1 リットル当たり 円とし、期間中の供給総量に単価を乗じた金額とする。
(供給総量 〇)

5 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例に基づき、鹿児島県に対し、請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、鹿児島県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

但し、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は鹿児島県には請求できない。

6 その他

令和 年 月 日

甲 鹿児島県議会議員補欠選挙（始良市区）候補者
氏 名 印
住 所

乙 住 所
名 称
代表者 印

自動車運転契約書

鹿児島県議会議員補欠選挙（始良市区）候補者（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、甲が使用する公職選挙法第141条に定める選挙運動用自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

1 運転する期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 日間
原則として毎日 時 分から 時 分まで

2 契約金額 円 （1日につき 円）

3 運転する自動車の登録番号

4 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例に基づき、鹿児島県に対し、請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、鹿児島県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

但し、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は鹿児島県には請求できない。

5 その他

令和 年 月 日

甲 鹿児島県議会議員補欠選挙（始良市区）候補者
氏名 印
住所

乙 住所
氏名 印

選挙運動用ビラ作成契約書

鹿児島県議会議員補欠選挙（始良市区）候補者（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）は、印刷物の作成について、次のとおり契約を締結する。

- 品名 公職選挙法第142条に定めるビラ
- 数量 枚
- 契約金額 円（単価 円 銭）
- 納入期限 令和 年 月 日

5 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例に基づき、鹿児島県に対し、請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、鹿児島県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

但し、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は鹿児島県には請求できない。

6 その他

令和 年 月 日

甲 鹿児島県議会議員補欠選挙（始良市区）候補者
氏名 印
住所

乙 住所
名称 印
代表者

選挙運動用ポスター作成契約書

鹿児島県議会議員補欠選挙（始良市区）候補者（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）は、印刷物の作成について、次のとおり契約を締結する。

1 品名
公職選挙法第143条第1項第5号のポスター

2 数量 枚

3 契約金額 円（単価 円 銭）

4 納入期限 令和 年 月 日

5 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例に基づき、鹿児島県に対し、請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、鹿児島県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

但し、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は鹿児島県には請求できない。

6 その他

令和 年 月 日

甲 鹿児島県議会議員補欠選挙（始良市区）候補者
氏名 印
住所

乙 住所
名称
代表者 印

確認番号 第 号

選挙運動用自動車燃料代確認書

鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、下記の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

令和 年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

印

記

- 選挙の名称
令和6年7月7日執行鹿児島県議会議員補欠選挙（始良市区）
- 候補者の氏名
- 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号
- 確認金額 円

備考

- この確認書は、燃料供給業者に提出してください。
- この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書(燃料)とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料供給に限られています。
- この確認書に記載された候補者について公職選挙法（昭和25年法律第100号）第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、鹿児島県に支払を請求することはできません。

確認番号 第 号

ビラ作成枚数確認書

鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第9条の規定に基づき、下記のビラ作成枚数は、公職選挙法第142条第1項第4号に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和 年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

印

記

- 選挙の名称
令和6年7月7日執行鹿児島県議会議員補欠選挙（始良市区）
- 候補者の氏名
- ビラ作成枚数
枚

備考

- この確認書は、ビラ作成業者に提出してください。
- この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- この確認書に記載された候補者について公職選挙法（昭和25年法律第100号）第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、鹿児島県に支払を請求することはできません。

確認番号 第 号

ポスター作成枚数確認書

鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第13条の規定に基づき、下記のポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和 年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

印

記

- 選挙の名称
令和6年7月7日執行鹿児島県議会議員補欠選挙（始良市区）
- 候補者の氏名
- ポスター作成枚数 枚

備考

- この確認書は、ポスター作成業者に提出してください。
- この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- この確認書に記載された候補者について公職選挙法（昭和25年法律第100号）第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、鹿児島県に支払を請求することはできません。